

## ○景観保全型広告整備地区の指定

平成25年5月29日

告示第261号

和歌山市屋外広告物条例（平成8年条例第57号）第7条第1項の規定により景観保全型広告整備地区を指定し、当該景観保全型広告整備地区における広告物の表示又は掲出物件の設置に関する基本方針を定めたので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

### 1 景観保全型広告整備地区の名称

和歌山城周辺景観保全型広告整備地区

### 2 景観保全型広告整備地区の区域

和歌山城周辺の地域のうち別図に示す区域

### 3 基本方針

#### (1) 広告物の表示及び掲出物件の設置に関する基本構想

ア 和歌山城に面するけやき大通り、堀端通り、中央通り及び三年坂通りが創る道路景観の魅力を向上させるため、和歌山城及びこれらの通りの景観が調和した統一感のある広告物景観の形成を図る。

イ 通りごとに設定した景観形成の方針に即した広告物景観の形成を図る。

##### (ア) けやき大通り

城と広がりのある堀が一体となった開放性のある空間を意識し、本市のメインストリートとしてふさわしい賑わいと風格を持ったまちなみ景観を形成する。

##### (イ) 堀端通り

城と広がりのある堀が一体となった開放性のある空間を意識し、シビックゾーンとしてふさわしいゆとりと潤いのあるまちなみ景観を形成する。

##### (ウ) 中央通り

市の幹線道路であり、城内から連なる緑や石垣、広幅員の道路空間をいかしたシンボリックな道路景観を形成する。

##### (エ) 三年坂通り

緩やかな坂の勾配をいかし、堀や石垣との関係性に配慮した見通しの良い、静かなたたずまいを感じることができるまちなみ景観を形成する。

ウ 天守閣からの眺望に加え、天守閣や堀を望むことができる良好なビューポイント（眺望点）からの眺望景観を確保するため、眺望を妨げる広告物の掲出を最小限に抑制するとともに、掲出するに当たっても眺望景観への配慮を行うものとする。

#### (2) 広告物及び掲出物件の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法に関する事項

##### ア けやき大通り及び中央通り

(ア) 可能な限り建築物との一体化したデザインとなるよう配慮する。

(イ) 城内の主要な視点場からの眺望に配慮し、原則、屋上広告物は掲出しない。

(ウ) 高層建築物の高層部分への屋外広告物は、自己用のみ、かつ過大なものとならないよう配慮する。

(エ) 低層階部分に設置するものは、デザインや集合化などの工夫をし、通りの賑わいづくりに配慮する。

(オ) 当該地区における風格あるまちなみ景観に寄与するように、基調となる色彩については、高彩度としない。

(カ) 通り及び主要な視点場からの夜間景観に配慮し、過度な電飾は避ける。

#### イ 堀端通り

(ア) 堀端に植えられている松並木により形成される落ち着いたまちなみ景観に配慮し、極力、屋外広告物の掲出は避ける。掲出する場合であっても、まちなみ景観との調和に留意し、意匠及び高彩度の色彩を避ける。

(イ) 城内の主要な視点場からの眺望に配慮し、原則、屋上広告物は掲出しない。

(ウ) 通り沿いの眺望に配慮し、原則、突出し広告は掲出しない。

(エ) 当該地区における風格あるまちなみ景観に寄与するように、基調となる色彩については高彩度としない。

(オ) 通り及び主要な視点場からの夜間景観に配慮し、過度な電飾は避ける。

#### ウ 三年坂通り

(ア) 堀端に植えられている松並木により形成される落ち着いたまちなみ景観に配慮し、極力、突出し広告は避ける。その他の屋外広告物についても、規模、意匠、色彩等に留意する。

(イ) 城内の主要な視点場からの眺望に配慮し、原則、屋上広告物は掲出しない。

(ウ) 当該地区における風格あるまちなみ景観に寄与するように、基調となる色彩については高彩度としない。

(エ) 通り及び主要な視点場からの夜間景観に配慮し、過度な電飾は避ける。

#### 附 則

この告示は、平成25年10月1日から施行する。

別図

